

天城町農業委員会 6 月定例総会議事録

1 開催日時 令和 4 年 6 月 15 日 (水) 13 時 30 分

2 場 所 天城町役場 別館会議室

3 出席委員 14 名

番号	集 落	氏 名	番号	集 落	氏 名
1	与名間	前田 真智子	11	平土野	里村 清志
2	松原西区	中島 正博	12	兼久	禎村 和志
3	松原上区	政 弘幸	13	兼久	平野 勝哉
4	松原上区		14	兼久	中磯 朋美
5	前野	富山 良一	15	瀬滝	田原 廣秀
6	岡前	小林 耕作	16	瀬滝	
7	浅間	榮 徳男	17	当部	岩元 聡
8	浅間	勝尾 真一	18	三京	若山 秀也
9	天城	吉川 貴也	19	西阿木名	仲 公男
10	天城	貞山 博一			

4 欠席委員

2 番 麓 福太郎 16 番 奥 好生

5 事務局 2 名

番号	役 職	氏 名	番号	役 職	氏 名
1	事務局長		2	係長	城 光寿
3	主事	中島 大地			

6 参加者 1 名

番号	所 属	氏 名
1	農政課	高峰 美奈子

7 会次第

(1) 会長あいさつ

(2) 議事事項

- ・議事録署名委員の指名について
- ・会期の決定について
- ・議案第 9 号 農業振興地域整備計画の変更申請について
- ・議案第 10 号 農地法第 3 条許可申請について
- ・議案第 11 号 農地法第 4 条許可申請について
- ・議案第 12 号 非農地証明願いについて
- ・議案第 13 号 農用地利用集積計画 (利用権設定) について

(3) 報告事項等

(次第書) 令和4年6月15日(水) 開議13時30分～

(事務局) 配付してある資料の確認をお願いします。議案第10号のうち、申請番号36番と37番、39番と40番は一括審議とします。

定刻となりました。定例総会の前に仲会長よりごあいさつをお願いいたします。

(仲会長) 仲会長のあいさつ
(会長あいさつ後、定例総会に入る。)

本日の定例総会に、(麓・奥) 委員から欠席届が出ており、これを承認してあります。

ただいまの出席委員は 17 人であります。過半数以上の出席ですので、本定例総会は成立いたしました。

これから、令和4年6月天城町農業委員会定例総会を開会します。それでは、議事日程に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指名を行ないます。

議事録署名委員は、会議規則第18条の規定により、平野委員、中磯委員を指名します。

日程第2 会期決定の件を議題とします。

本日の定例総会会期は、日程通知のとおり本日1日にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ者多し。）

ご異議なしと認めます。

よって、本定例総会の会期は、1日と決定しました。

次に、本日の議案日程は、お配りしてありますとおりを予定としております。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ者多し。）

ご異議なしと認めます。

日程第3 議案第9号天城農業振興地域整備計画の変更許可申請の意見についてを議題とします。

事務局に申請番号23番から25番までの説明を求めます。

（事務局の説明）

詳しくは農政課の担当がお見えですので、質疑の中で、説明をお願いしたいと思います。

それでは、本案に対する担当委員の調査報告を求めます。

まず、申請番号23番について、里村委員、貞山委員、お願いいたします。

貞山委員 申請番号23番について説明します。場所は現在牛舎がある場所の隣になります。農協の事業で牛舎を建設予定とのことで境界等も問題ありません。皆様のご審議をお願いいたします。

(仲会長) これから、本案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手でお願いします。

(質疑があれば農政課担当職員に答弁を求める)

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

(質疑なしの場合)

質疑なしと認めます。

(質疑があった場合)

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります。

これから、申請番号23番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号23番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

この案件は、許可意見として町に答申します。

次に、申請番号24番について、担当委員の調査報告を求めます。

里村委員、貞山委員、お願いします。

貞山委員 申請番号24番について説明します。場所は参考資料2ページ現在牛舎がある場所の近場になります。前回牛舎横の畑で農振除外があったのですが、畑かん工事が入っていたため場所の変更を行ったとのことです。牛舎たい肥場そして排水もしっかり行うとのことですので問題ないと思います。皆様のご審議をお願いします。

(仲会長) これから、本案に対する質疑に入ります。
質疑のある方は挙手でお願いします。

(質疑があれば農政課担当職員に答弁を求める)

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

(質疑なしの場合)

質疑なしと認めます。

(質疑があった場合)

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります。

これから、申請番号24番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします

ます。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号24番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

この案件は、許可意見として町に答申します。

次に、申請番号25番について、担当委員の調査報告を求めます。

平野委員、禎村委員、お願いします。

平野委員 申請番号25番について説明します。場所は参考資料3ページ兼久郵便局から海手に400mほど行ったところになります。この場所は集落の外周部にあたると思い確認を行ったのですが別紙のとおり平成15年に畑総地区になっており今回事務局にも確認を行ってもらっているそうです。

(仲会長) この件に関し事務局より再度詳しい説明を求めます。

事務局 説明させていただきます。平野委員から先ほどありました別紙の参考資料をご覧ください。こちらの赤枠が申請地になります。申請地の道路をまたいだ隣に民家もあり、この道路が集落の外周部と思ってお二人の委員さんがサインをしていただいたのですが、事務局で再度確認を行っていたところ平成15年度に畑総事業を真瀬名地区として行っております。図面の黄色部分になります。そうしますと今回の申請地は集落の外周部にあたらす農振除外でいうところの歯抜け除外に該当す

る申請となってしまいます。今回この農振除外を許可してしまうと今後の農振除外にも影響があると思い農業会議にも確認を行いました。その結果農業会議の回答も別紙の赤と青の囲いのある周辺部の位置であれば除外可能だろうとのことでした。今回の申請地は集落地から200mほど離れてますので許可してしまうとこの位置から内側の部分全てが農振除外の許可ができるエリアとして判断しないといけないため今後の農地集積に影響があると考えられるとの回答がありましたのでこの意見も踏まえ今回の申請については不許可として判断させていただこうと思います。また、今後皆さんも農振除外の書類提出を確認の際は農業員会の事務局にも確認はとれているかなどの追加確認をお願いします。以上です。

(仲会長) この件について、皆様からご質問はありませんか。

貞山委員 ここは整地をしてありましたが元に戻させるんですか。

(仲会長) 復旧はすぐできそうな感じなので問題ないと思います。

農政課 今回、この申請があった際に農業委員の方の確認も取れており集落外周部との認識があり申請を進めてしまったのが原因です。また先ほどの説明にもありましたが道の向かいに民家があったのも許可できるのではと考えた一因でもありました。この宅地につきましてはもともとが山林のため許可なく建設しているという経緯がありました。また、今回の場所より集落側

で過去に申請があった際に取り下げてもらったものもありましたので今回は取り下げしてもらうようにしております。

事務局 すみません。今の農政課さんの意見に捕捉させてもらいます。山林が家になっていると話がありましたが、この家は平成11年に農振除外の許可は受けております。その後の転用は山林ですので行われておりません。ですので平成15年の畑総事業時にはすでに家が建っていた状態ですので、よろしくお願ひします。

(仲会長) 他に質問等ございませんか。

貞山委員 牛舎に対しては浄化槽などの助成などはできないのでしょうか。大雨でたい肥舎に関係なく河川に排せつ物が流れている状況ですので。

事務局 その辺は事務局でも確認をとってみます。

(仲会長) 他にありませんか。

この案件は、却下意見として町に答申します。

日程第4 議案第10号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局に、申請番号26番から44番までの説明を求めます。

(事務局の説明)

それでは、本案に対する担当委員の調査報告を求めます。

順次、譲渡人、譲受人、土地の順にそれぞれ報告をお願いします。また、参考資料等ページ番号もお願いします。

まず、申請番号26番について、榮委員をお願いします。

榮委員 申請番号26番について説明します。譲受人と譲渡人は親子になります。場所は浅間集落の上になりますが畑総が入っており問題ないともいます。下は地籍が入っており問題ないかと思えます。皆様のご審議をお願いします。

(仲会長) これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

(質疑なしの場合)

質疑なしと認めます。

(質疑があった場合)

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります。

これから、申請番号26番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号26番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

貞山委員 次に、申請番号27番について、担当委員の調査報告を求めます。

貞山委員お願いします。

申請番号27番について説明します。譲渡人と譲受人は夫婦になります。Tさん牛舎から東側になります。畑総地区でなんら問題ないかと思えます。皆様のご審議をお願いします。

(仲会長) これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

(質疑なしの場合)

質疑なしと認めます。

(質疑があった場合)

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります。

これから、申請番号27番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号27番は、審議の結果、これを認めるこ

とに決定しました。

次に、申請番号28番について、担当委員の調査報告を求めます。

富山委員 富山委員お願いします。

申請番号28番について説明します。譲渡人と譲受人は親せきになります。参考資料6ページ岡前西郷公園の近くなります。畑総地区で境界等もしっかりしており何ら問題ないかと思えます。皆様のご審議をお願いします。

(仲会長) これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

(質疑なしの場合)

質疑なしと認めます。

(質疑があった場合)

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります。

これから、申請番号28番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号28番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号29番について、担当委員の調査報告を求めます。

貞山委員お願いします。

貞山委員 申請番号29番について説明します。譲渡人と譲受人は縁故関係はございません。参考資料7ページK建設の倉庫の東側になります。現在がキビが植えてあります。何ら問題ないかと思えます。皆様のご審議をお願いします。

(仲会長) これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

(質疑なしの場合)

質疑なしと認めます。

(質疑があった場合)

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります。

これから、申請番号29番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号29番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号30番について、担当委員の調査報告を求めます。

中島委員お願いします。

中島委員 申請番号30番について説明します。譲受人と譲渡人は縁故関係はございません。参考資料8ページ松原のTショップから東に行き交差点を北側になります。現在草が植えてありました。何ら問題ないかと思えます。皆様のご審議をお願いします。

(仲会長) これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

(質疑なしの場合)

質疑なしと認めます。

(質疑があった場合)

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります。

これから、申請番号30番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号30番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号31番について、担当委員の調査報告を求めます。

榮委員お願いします。

榮委員 申請番号31番について説明します。場所は参考資料9ページ譲受人の畑がこの奥にあるのですが入り口がないとのことで譲渡人に相談して売買となっております。地籍も入っており何ら問題ないかと思えます。皆様のご審議をお願いします。

(仲会長) これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

(質疑なしの場合)

質疑なしと認めます。

(質疑があった場合)

他に質疑ございませんか。

これで質議を終わります

これから、申請番号31番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号31番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号32番について、担当委員の調査報告を求めます。

里村委員お願いします。

里村委員 申請番号32番について説明します。譲受人と譲渡人は縁故関係はございません。参考資料10ページ譲受人の話ではサトウキビを植える予定とのことでした。何ら問題ないかと思えます。皆様のご審議をお願いします。

(仲会長) これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

(質疑なしの場合)

質疑なしと認めます。

(質疑があった場合)

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります。

これから、申請番号32番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号32番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号33番について、担当委員の調査報告を求めます。

貞山委員お願いします。

貞山委員 申請番号33番について説明します。譲受人と譲渡人は縁故関係はございません。参考資料11ページ現在は草が生えてますがサトウキビを植える予定だそうです。何ら問題ないかと思えます。皆様のご審議をお願いします。

(仲会長) これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

(質疑なしの場合)

質疑なしと認めます。

(質疑があった場合)

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります

これから、申請番号33番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号33番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号34番について、担当委員の調査報告を求めます。

貞山委員お願いします。

貞山委員 申請番号34番について説明します。参考資料12ページ先ほど事務局からも説明がありました。今後畑にするとのことですので。皆様のご審議をお願いします。

(仲会長) これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

(質疑なしの場合)

質疑なしと認めます。

(質疑があった場合)

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります

これから、申請番号34番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号34番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号35番について、担当委員の調査報告を求

めます。

中島委員お願いします。

中島委員 申請番号35番について説明します。譲受人と譲渡人は縁故関係はございません。場所は参考資料13ページ松原の県道からS自動車から東に行った箇所になります。これまでは荒れていたのですが現在はみかんの苗を植えてありました。何ら問題ないかと思えます。皆様のご審議をお願いします。

(仲会長) これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

(質疑なしの場合)

質疑なしと認めます。

(質疑があった場合)

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります

これから、申請番号35番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号35番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号36番と37番を一括審議とします。

それでは担当委員の調査報告を求めます。

田原委員お願いします。

田原委員 申請番号36番について説明します。関係は孫になります。

畑総にも入っており何ら問題ないかと思えます。

37番については譲受人と譲渡人は縁故関係はございません。

場所は参考資料15ページ大津川の山手になります。畑総に入っており隣が譲受人たちが管理しており何ら問題ないかと思えます。皆様のご審議をお願いします。

(仲会長) これから、本案に対する一括質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

(質疑なしの場合)

質疑なしと認めます。

(質疑があった場合)

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります

これから、申請番号36番と37番について、一括採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号36番と37番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号38番について、担当委員の調査報告を求めます。

平野委員お願いします。

平野委員 申請番号38番について説明します。譲受人と譲渡人は同級生になります。参考資料16ページ場所は兼久水源地の南側になります。現在牧草が植えてあります。牛舎新築にあたり畑が足りず借用したとのこと。何ら問題ないかと思えます。皆様のご審議をお願いします。

(仲会長) これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

(質疑なしの場合)

質疑なしと認めます。

(質疑があった場合)

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります

これから、申請番号38番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号38番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号39番と40番を一括審議とします。

それでは担当委員の調査報告を求めます。

まず、申請番号39番について、勝尾委員お願いします。

勝尾委員 申請番号39番について説明します。場所は浅間福祉間の北側になります。参考資料17ページです。隣は譲受人の実家になります。何ら問題ないかと思えます。皆様のご審議をお願いします。

次に、申請番号40番について、田原委員お願いします。

田原委員 40番について説明します。関係は娘婿になります。譲渡人の実家の隣の畑です。畑総も入っており何ら問題ないかと思えます。皆様のご審議をお願いします。

(仲会長) これから、本案に対する一括質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

(質疑なしの場合)

質疑なしと認めます。

(質疑があった場合)

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります

これから、申請番号39番と40番について、一括採決し

ます。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号39番と40番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号41番について、担当委員の調査報告を求めます。

里村委員をお願いします。

里村委員 申請番号41番について説明します。譲渡人と譲受人は縁故関係はございません。参考資料19ページ町の給食センター東側になります。譲受人は新規就農で頑張りますとのことでした。何ら問題ないかと思えます。皆様のご審議をお願いします。

(仲会長) これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

(質疑なしの場合)

質疑なしと認めます。

(質疑があった場合)

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります

これから、申請番号41番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号41番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号42番について、担当委員の調査報告を求めます。

田原委員をお願いします。

田原委員 申請番号42番について説明します。譲渡人と譲受人は縁故関係はございません。20ページをご覧ください。場所は瀬滝公民館を海側に行ったところですが。譲受人の畑が隣にあり畑総も入っており何ら問題ないかと思えます。皆様のご審議をお願いします。

(仲会長) これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

(質疑なしの場合)

質疑なしと認めます。

(質疑があった場合)

他に質疑ございませんか。

これで質議を終わります

これから、申請番号42番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号42番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号43番について、担当委員の調査報告を求めます。

小林委員をお願いします。

小林委員 申請番号43番について説明します。譲渡人と譲受人は親子です。参考資料21ページと22ページ、21ページは西郷公園の近くです。22ページは岡前集落の山手になります。畑総も入っており何ら問題ないかと思えます。皆様のご審議をお願いします。

(仲会長) これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

(質疑なしの場合)

(質疑があった場合)

質疑なしと認めます。

他に質疑ございませんか。

これで質議を終わります

これから、申請番号43番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号43番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号44番について、担当委員の調査報告を求めます。

若山委員をお願いします。

若山委員 申請番号44番について説明します。譲受人は縁故関係はございません。場所は23ページ競り市場を過ぎて左手になります。場所もしっかりしており何ら問題ないかと思えます。皆様のご審議をお願いします。

(仲会長) これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

(質疑なしの場合)

(質疑があった場合)

質疑なしと認めます。

他に質疑ございませんか。

これで質議を終わります

これから、申請番号44番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号44番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

日程第5 議案第11号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局に申請番号45番の説明を求めます。

(事務局の説明)

榮委員の退室を求めます。(榮委員退室)

それでは、本案に対する担当委員の調査報告を求めます。

勝尾委員、吉川委員お願いします。

勝尾委員 申請番号45番について説明します。参考資料24ページ、事務局からもありましたが農振除外も出ております。

2筆を農業用倉庫資材置き場として活用するとのことです。
何ら問題ないかと思えます。皆様のご審議をお願いします。

(仲会長) これから、本案に対する質疑に入ります。
(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

(質疑なしの場合)

質疑なしと認めます。

(質疑があった場合)

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります

これから、申請番号45番について、採決します。
お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。
ます。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号45番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

この案件は、許可意見として県常設審議委員会に諮問いたします。

榮委員の入室を認めます。(榮委員入室)

日程第6 議案第12号 非農地証明願申請についてを議題とします。

事務局に申請番号46番から48番までの説明を求めます。

(事務局の説明)

ここで議長職を中島会長代理と交代します。

(議長交代)

(中島会長代理) それでは、申請番号46番について、担当委員の調査報告を求めます。

仲委員、若山委員、岩元委員お願いします。

若山委員 申請番号46番について説明します。場所は先ほどの隣接地になります。実際木が生えて耕作していない状況でした。皆様のご審議をお願いします。

(中島会長代理) これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

(質疑なしの場合)

質疑なしと認めます。

(質疑があった場合)

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります

これから、申請番号46番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします

ます。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号46番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号47番について、担当委員の調査報告を求めます。

田原委員、岩元委員、仲委員お願いします。

申請番号47番について説明します。参考資料26ページ町のハウスの西側になります。現状耕作ができるような状況ではありませんでした。皆様のご審議をお願いします。

(中島会長代理) これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

(質疑なしの場合)

質疑なしと認めます。

(質疑があった場合)

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります

これから、申請番号47番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号47番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号48番について、担当委員の調査報告を求めます。

田原委員、仲委員、お願いします。

申請番号48番について説明します。事務局からの説明の通りですが当時県道になった一部が宅地に残っており畑として活用ができない状況です。皆様のご審議をお願いします。

(中島会長代理) これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

(質疑なしの場合)

質疑なしと認めます。

(質疑があった場合)

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります

これから、申請番号48番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号48番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

ここで議長を仲会長と交代します。

日程第7 議案第13号 農用地利用集積計画（利用権設定）について（仲会長）てを議題とします。

事務局に本案の説明を求めます。

（事務局の説明）

これから、本案に対する質疑に入ります。

（「質疑なし。」と呼ぶ者あり。）

（質疑なしの場合）

質疑なしと認めます。

（質疑があった場合）

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります。

これから、本案について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

（「全員」挙手あり。）

賛成多数。

よって、本案は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

日程第8 諸報告を行います。諸報告については、配布してありますので、お目通し願います。

次に報告第1号 5月定例総会で許可意見として、県常設審議会へ諮問してありました農地法第5条1件は許可されました。

担当委員は最終確認と完了届の提出まで、ご指導願います。

以上で、諸報告を終わります。

以上で、議事日程を終了し、協議会に入ります。

(協議会)

協議事項、意見等ございませんか。

(協議事項、意見等)

事務局から連絡事項はありませんか。

(事務局からの連絡等)

それでは、事務局より連絡事項を申しあげます。

4月から行っておりました農地最適化活動の目標につきまし

では今月末に公表を行うということで皆さんに最終版を配布しております。ご確認よろしくお願ひします。

事務局からは以上です。

次回の定例総会は、7月15日、金曜日を予定としています。

以上で、協議会を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

令和4年6月天城町農業委員会定例総会を閉会します。

閉会 14 時 45 分

天城町農業委員会会議規則第18条の規定によりここに署名いたします。

会 長 仲 公男 印

署名委員 平野 勝哉 印

署名委員 中磯 朋美 印